広島市平和の推進に関する条例（仮称）素案についてお尋ねします。

　　　広島市議会　市政調査課　かがわ　さん電話回答

１　市民意見募集に関して、市議会ＰＲ誌などによる周知について、どのように行われたのでしょうか。

　A：1月末発行の議会だよりに意見募集について掲載（条例案はHPでと未掲載）

２　中国新聞によると１５０団体、８５人の有識者に照会（アンケート）を行ったとされています。

　ア　照会（アンケート）の結果については　公表されるのでしょうか。

　　A:任意に行ったものなので公表はしない。（平和施策について意見を募った。条例化を検討する、というものだが、条例案文などはないまま）

　イ　回答をいただいた団体・個人へは通知、お礼などはされるのでしょうか。

　　A:回答への通知、資料送付などはしない。

３　他の政令指定都市における議員発議による政策条例制定の状況がわかれば教えてください。

　　広島市の議員発議による政策条例の制定の実績についてはいかがでしょうか。

　　A:横浜市など他都市では事例は多数ある。広島市の議員提案による政策条例は初めて

４　今回の条例（案）に関して実施機関は市長になりますが、市長部局法務担当課に意見照会されたのでしょうか。

　　A:実施機関は市長。当然、「法務担当課」に照会は行っている。具体的意見はなかった。

５　2月15日の「市民意見」募集の締め切りの後の取扱いについて

　　意見の集約・概要等の公表はどのようにされるのでしょうか。

　　意見概要については特別委員会、全員協議会、常任委員会（総務委員会など）のいずれで審査されるのでしようか。

　　本年度の議会最終日の本会議で採択される予定なのでしょうか。

　　A：「市民意見」を受けて市議会検討会議でまとめられる。委員会等での審査はない。通例なら本会議に「検討会議」から報告され、本会議で採決される。反対意見があれば、討論にはなる。

　　2021年度末にまとめるという申し合わせに従えば採決される。

以上

　以上　５項目について、ご回答いただきますようお願いします。

広島市中区大手町5-16-18

広島自治体問題研究所　事務局長　橋本　和正

電話：082-241-1713

E－メール：hjitiken@uraban.ne.jp